

NR I グリーンボンド
発行登録追補目論見書

平成28年9月

株式会社野村総合研究所

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-関東198-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年9月9日
【会社名】 株式会社野村総合研究所
【英訳名】 Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】 03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 仙弘
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【電話番号】 03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】 経理財務部長 鈴木 仙弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 10,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成27年11月18日
効力発生日	平成27年11月26日
有効期限	平成29年11月25日
発行登録番号	27-関東198
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 100,000百万円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) -円**【安定操作に関する事項】**

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社野村総合研究所 大阪総合センター
(大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託】	4
3【新規発行による手取金の使途】	4
第2【売出要項】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	5
第3【第三者割当の場合の特記事項】	5
第二部【公開買付けに関する情報】	5
第三部【参照情報】	5
第1【参照書類】	5
第2【参照書類の補完情報】	6
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	6
第四部【保証会社等の情報】	6
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	7
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	8

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社野村総合研究所第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.250%
利払日	毎年3月16日及び9月16日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれを付け、平成29年3月16日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月16日及び9月16日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息を付けない。ただし、償還期日に別記「(注)6. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」記載の財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託(以下「資金預託」という。)がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金を付ける。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金を付ける。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記「(注)9. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成38年9月16日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成38年9月16日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)9. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
申込期間	平成28年9月9日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年9月16日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を平成28年9月9日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。かかる請求により発行される場合は無記名式とし、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3. 期限の利益の喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。
 - ① 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。
 - ② 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行できないとき。
 - ③ 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - ④ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても元金の弁済をすることができないとき。ただし、当社が当該社債について支払期日までに資金預託をし、かつ、かかる支払期日から5銀行営業日以内に現実の支払が行われた場合は、この限りではない。
 - ⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずこれを履行できないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- ⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ⑦ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑧ 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。
- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益喪失日までの経過利息を付けて直ちに償還するものとする。ただし、期限の利益喪失日に資金預託がなされなかった場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金を付ける。
4. 社債権者に対する公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。
5. 社債管理者の不設置
- 本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。
6. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
- 株式会社三菱東京UFJ銀行
7. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
8. 社債要項の公示
- 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
9. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,600	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,600	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	600	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	200	
計	—	10,000	—

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である野村證券株式会社の親法人等に該当します。当社は、野村證券株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社の関連会社です。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が野村證券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が野村證券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じています。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	47	9,952

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,952百万円は、8,000百万円を平成29年4月末までに横浜野村ビル(横浜市西区)の一部を信託財産とする信託受益権の取得資金に、残額を平成29年6月末までに横浜野村ビルに係る設備投資資金に充当する予定です。なお、実際の充当時期までは、銀行預金口座で管理又は安全性の高い金融商品で運用する方針です。

横浜野村ビルの設備投資予定は次のとおりです。

平成28年8月31日現在

名称 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	投資予定期間
		総額 (百万円)	うち既支払額 (百万円)		
横浜野村ビル (横浜市西区)	オフィス設備	15,000	2,006	社債及び自己資金	平成27年11月～平成29年6月

- (注) 1. 投資予定金額は、信託受益権の取得、入居に必要な設備工事及び什器備品等の総投資予定金額であり、一部、費用処理されるものが含まれています。
2. 投資予定金額には、消費税等は含まれていません。
3. 投資予定金額の既支払額は、平成28年8月31日までの支払額を記載しています。
4. 当社は横浜野村ビルの約54千㎡を賃借する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

「グリーンボンドのサステナビリティに関するセカンドオピニオン」の取得について

本社債について、当社はESG(環境、社会、ガバナンス)評価会社であるVigeo SASが展開するVigeo Eirisより「グリーンボンドのサステナビリティに関するセカンドオピニオン」を取得しています。当該セカンドオピニオンは、本社債がグリーンボンド原則(注)に沿った社債であるかについての独立した意見の表明であり、本社債における資金用途はグリーンボンド原則における「適格プロジェクト」であるとともに、サステナブルな社会に貢献するものと評価されています。なお、横浜野村ビルは、環境への配慮がなされた不動産として、複数の環境認証を取得済み、又は取得する予定です。

当社は、調達資金を独立した預金口座で管理し、調達資金の充当状況について、監査法人による監査を受ける予定です。また、横浜野村ビルの環境に与える影響(環境負荷情報)については、独立した第三者による確認(限定的保証業務)を受ける予定であり、調達資金の充当状況と合わせてCSR報告書に記載します。

(注) グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月22日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月2日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成28年9月9日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月22日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年8月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本発行登録追補書類提出日(平成28年9月9日)までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

なお、当社は、保有する株式会社リクルートホールディングス株式の一部を売却することを、平成28年8月24日に決定しており、第52期第2四半期において投資有価証券売却益を特別利益に計上する見込みです。売却株式数は4,500,000株であり、うち312,200株は発行会社による自己株式の取得に応じて平成28年8月26日に売却済みであり、また、4,187,800株は、海外市場における売出し(引受人の買取引受けによる売出し)により売却する予定であり、当社から引受人への売却価格(引受価額)は平成28年9月12日から平成28年9月14日までの間のいずれかの日に決定されます。一連の売却により計上される投資有価証券売却益(特別利益)の額は、売却価格の決定日に確定します。当該事項については、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものです。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)
株式会社野村総合研究所 大阪総合センター
(大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 株式会社 野村総合研究所
代表者の役職氏名 代表取締役会長兼社長 嶋本 正

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しています。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されています。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上です。

899,062百万円

(参考)

(平成25年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
3,410円	×	225,000,000株	= 767,250百万円

(平成26年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
3,545円	×	225,000,000株	= 797,625百万円

(平成27年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数		
4,575円	×	247,500,000株	= 1,132,312百万円

- (注) 当社は平成27年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。平成27年9月30日の東京証券取引所における最終価格は、当該株式分割による権利落ち後のものであるため、発行済株式総数はこれを考慮し当該株式分割後の数としています。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社、連結子会社及び関連会社は、リサーチ、経営コンサルティング及びシステムコンサルティングからなる「コンサルティングサービス」、システム開発及びパッケージソフトの製品販売からなる「開発・製品販売」、アウトソーシングサービス、共同利用型サービス及び情報提供サービスからなる「運用サービス」並びに「商品販売」の4つのサービスを展開しています。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	335,554	363,891	385,932	405,984	421,439
経常利益 (百万円)	44,686	45,858	52,360	52,942	61,001
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	32,920	28,612	31,527	38,880	42,648
包括利益 (百万円)	34,728	39,514	48,653	69,705	16,802
純資産額 (百万円)	258,276	290,818	331,408	403,467	425,409
総資産額 (百万円)	402,784	432,222	469,010	593,213	621,695
1株当たり純資産額 (円)	1,309.39	1,464.11	1,657.15	1,765.70	1,811.67
1株当たり当期純利益金額 (円)	168.40	145.29	158.75	176.79	188.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	158.69	136.98	149.46	176.36	188.04
自己資本比率 (%)	63.8	66.9	70.4	65.6	66.2
自己資本利益率 (%)	13.5	10.5	10.2	10.8	10.6
株価収益率 (倍)	12.2	16.6	20.5	23.2	20.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	53,067	68,600	33,839	58,710	81,470
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△47,731	△36,019	△32,234	△1,093	△75,344
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,438	△10,723	△8,773	△10,536	9,326
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	77,043	99,623	92,792	140,567	154,949
従業員数 (人)	6,881	7,738	8,123	9,012	10,757
[ほか、平均臨時雇用者数]	[1,696]	[1,812]	[1,871]	[2,460]	[2,815]

(注)1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

2. 第49期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)を適用しており、第48期については当該変更を反映した遡及処理後の値を記載しています。
3. 第51期より「企業会計に関する会計基準」(企業会計基準第21号)等を適用しており、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
4. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が第50期の期首に行われたと仮定し算定しています。

(2) 当社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	320,289	337,340	355,777	358,952	352,003
経常利益 (百万円)	41,613	41,764	46,425	47,824	55,326
当期純利益 (百万円)	41,340	21,546	28,759	34,167	40,179
資本金 (百万円)	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600
発行済株式総数 (千株)	225,000	225,000	225,000	225,000	247,500
純資産額 (百万円)	248,861	272,272	301,227	348,841	385,400
総資産額 (百万円)	396,234	412,874	441,440	502,638	563,790
1株当たり純資産額 (円)	1,261.39	1,370.65	1,506.18	1,577.91	1,692.21
1株当たり配当額 (円)	52.00	52.00	56.00	70.00	80.00
(うち1株当たり中間配当額)	(26.00)	(26.00)	(26.00)	(30.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	211.47	109.41	144.82	155.36	177.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	199.28	103.15	136.34	154.97	177.15
自己資本比率 (%)	62.4	65.6	68.0	69.2	68.2
自己資本利益率 (%)	18.0	8.3	10.1	10.5	11.0
株価収益率 (倍)	9.7	22.1	22.5	26.4	21.3
配当性向 (%)	25.3	48.5	39.3	41.5	43.6
従業員数 (人)	5,739	5,823	5,938	5,972	5,979
[ほか、平均臨時雇用者数]	[1,435]	[1,429]	[1,482]	[1,612]	[1,619]

(注)1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

2. 配当性向は、配当金総額(NR Iグループ社員持株会専用信託に対する配当金を含む。)を当期純利益で除して算定しています。
3. 第49期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号)を適用しており、第48期については当該変更を反映した遡及処理後の値を記載しています。
4. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が第50期の期首に行われたと仮定し算定しています。また、第51期の1株当たり配当額は、株式分割前の中間配当(40.00円)と株式分割後の期末配当(40.00円)を単純合計した値(80.00円)を記載しており、株式分割後に換算すると、中間配当は36.36円、年間配当は76.36円に相当します。